

発議第 1 号

三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について


上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 2 日 提出


三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

三宅町議会議員


提出者

松本 健 

賛同者

島内 哲也 

賛同者

川 鯨 実希子 

三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三宅町政務活動費の交付に関する条例（平成25年3月三宅町議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「次の各号に規定する者は」を「何人も」に改め、第1号及び第2号を削り、同条に次の項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、議長は、収支報告書等の写しをインターネットの利用により公表するものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日より施行する。なお、改正後の条例は令和3年度の交付決定分より適用させる。

三宅町政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年 3 月三宅町議会条例第 1 号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、議長は、<u>収支報告書等の写しをインターネットの利用により公表するものとする。</u></p>	<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>町内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人</u></p>